

公立大学法人京都市立芸術大学敷地内自動販売機設置事業者募集要項

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「本法人」という。）では、令和３年度に大学敷地内に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、募集に参加される方は、必ず仕様書及び各事項を御承知のうえ、御応募ください。

1 応募資格要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

（１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

（２）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有していること

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

エ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

オ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

カ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

（ア）京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

（イ）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

（ウ）設置事業者が、第１号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、本法人が設置事業者に対して当該契約の解除を求め、設置事業者がこれに従わなかったとき。

（注）自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、下記の書類を提出してください。（ただし、下記の「自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）

<応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

<印鑑登録証明書または登記事項証明書について>

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本法人の契約相手方とするに足る信用性があると認められるもの

<誓約書について>

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 京都市に指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

2 募集条件等

（1）設置期間

設置事業者との賃貸借契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

なお、令和4年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本法人が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年毎に引き続き賃貸借契約を更新します。

（2）土地使用料

ア 土地使用料

応募申込書の該当欄に、応募価格（自動販売機設置に係る土地使用料のこと。以下「土地使用料」という。）として、年額の土地使用料を百円単位で記入してください。

なお、商品の販売価格については仕様書のとおりですので、御確認ください。

イ 使用料の納入

賃貸借契約後は、本法人が指定する方法により、本法人が指定する期日までに当該年度分の土地使用料を全額納入してください。

本法人が指定する期日までに土地使用料が納入されない場合は、賃貸借契約（使用許可）を取り消すことがあります。なお、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

ウ 契約更新後の使用料

賃貸借契約（使用許可）を更新する場合、更新後の土地使用料については、引き続き当初の土地使用料と同額とします。

（３）必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置事業者が設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

電気料金は、本法人が指定する方法により、四半期ごとに本法人が指定する期日内に納入してください。

（４）遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、土地使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

3 応募申込手続

（１）申込方法

ア 郵送による場合

（ア）受付期間

令和３年２月２５日（木）～令和３年３月１１日（木）必着

（イ）送付先

〒６１０－１１９７

京都市西京区大枝沓掛町１３番地の６

公立大学法人京都市立芸術大学事務局総務広報課 自動販売機設置者公募事務担当

（ウ）送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと見做しますので御注意ください。

イ 持参による申込み

(ア) 受付期間

令和3年2月25日(木)～令和3年3月11日(木)

【午前9時～12時、午後1時～5時】

※ 受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

公立大学法人京都市立芸術大学事務局総務広報課(中央棟2階)

(2) 必要書類(各1部ずつ)

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目、希望小売価格、販売価格の内訳を記載した資料 様式任意

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料 様式任意

(3) その他

ア 上記以外による受付(電話、電子メール、ファックス等)は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、京都市立芸術大学のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.kcua.ac.jp/>

4 質問及び回答

本件に関する質問は、下記の電子メールのみで受付けます。

(1) 質問書受付期間(持参のみ)

令和3年2月25日(木)～令和3年3月4日(木) 午後5時まで

(2) 質問提出先

電子メールアドレス facility@kcua.ac.jp

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に京都市立芸術大学ホームページに掲載して回答します。

ホームページアドレス <https://www.kcua.ac.jp/>

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、電子メールによる質問以外(口頭、電話、ファックス等)には一切応じられません。

イ また、応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

5 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「1 応募資格要件」を満たす者のうち、土地使用料が、仕様書の「2 設置条件等」で本法人が設定した最低土地使用料以上

で、かつ最高額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 上記の最高額である応募者が2人以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和3年3月中旬頃に決定する予定です。

(3) 決定内容の通知及び公表について

京都市立芸術大学ホームページにおいて、決定された設置事業者名、その区分（個人・法人の別）と決定金額を掲載します。

なお、設置事業者に決定した応募者に対しては別途通知により、お知らせします。

ホームページアドレス <https://www.kcua.ac.jp/>

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの
- イ 応募者の記名押印がないもの
- ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの
- エ 土地使用料又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの
- オ 訂正、削除及び挿入等があるもの
- カ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの
- キ その他、当該要綱及び仕様書の応募に関する条件に違反したもの

6 賃貸借契約の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 固定資産等貸付申請書の提出

本法人指定の様式により固定資産等貸付申請書を提出してください。

(2) 契約の締結

設置事業者と本法人とで賃貸借契約を締結します。

(3) 設置する機器等の資料

設置する自動販売機の仕様が分かる資料（図面など）、販売品目一覧表等の一式を提出してください。

(4) 機器設置の日程

自動販売機の設置については、決定された設置事業者と本法人とで調整のうえ、4月の第1週目を目処に日程を決定することとします。

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに賃貸借契約の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「1 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他本法人が賃貸借契約の相手方として不適当と認めた場合

8 その他

- (1) 2－(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び賃貸借契約の手續に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本法人が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。

【問合せ先】

公立大学法人京都市立芸術大学

事務局総務広報課 自動販売機設置者公募事務担当（担当：玉置）

〒610-1197

京都市西京区大枝沓掛町13番地の6

電話 (075) 334-2200

メール facility@kcua.ac.jp